

告 発 状

2015年（平成27年）9月25日

兵庫県警察本部長 殿

告発人 住所 兵庫県西宮市甲陽園目神山町16番
10号
氏名 森池 豊武
職業 大学講師

告発人 住所 兵庫県神戸市中央区海岸通
6-1-13-3206号
氏名 今井 清純
職業 無職

告発人 住所 兵庫県神戸市東灘区魚崎西町
4-2-6
氏名 久保 俊介
職業 釣具店経営

被告発人 住所 神戸市長田区五番町2丁目4番地

氏名 浜崎 為司

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 神戸市西区玉津町新方208番地の4

氏名 岡島 亮介

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 神戸市西区上新地2丁目18番地の
12

氏名 梅田 幸広

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市西区神出町東100

氏名 坊池 正

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市垂水区桃山台
3-11-5

氏名 竹重 栄二

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県北区鳴子2丁目6番地の2

氏名 五島 大亮

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市須磨区道正台1丁目
1番3-2407号

氏名 松本 周二

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市西区学園東6丁目12
番地の1

氏名 山口 由美

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市東灘区深江北町3丁目
4番16号

氏名 長瀬 猛

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市垂水区舞子2丁目
14-23 プリオール舞子 1-B

氏名 石丸 誠一

職業 不詳

被告発人 住所 兵庫県神戸市東灘区住吉南町5丁目
1-8 ADスクエア

氏名 栄木 真由美

職業 不詳

第1 告発の趣旨

被告発人等の下記所為は、刑法156条（虚偽公文書作成罪）、刑法158条（同行使罪）、刑法246条第2項（詐欺罪）、並びに公職選挙法の虚偽記載、公職の候補者等の寄附の禁止等に該当するものと思料されるので、被告発人等を厳重に処罰されたく告発する。

第2 告発の事実

- (1) 被告発人 浜崎 為司は「自民党神戸」の会派代表者として、また被告発人 梅田 幸広及び坊池 正は「自民党神戸」の経理責任者として、また、被告発人 岡島亮介は「自民党神戸」の会派代表者として、被告発人 五島大亮、被告発人 松本周二、被告発人 山口 由美、被告発人 長瀬 猛、被告発人 石丸 誠一、被告発人 栄木 真由美、被告発人 竹重 栄二等は会派「自民党神戸」の構成員として、2010年度～2014年度に会派に支給された政務調査費（政務活動費）を、会派として架空の調査委託を繰り返し、架空の領収書を業者に依頼するなどして、計3183万円が裏金としてプールされていることを知りながら、市議選を控えた15年3月下旬、大野 一元市議から、選挙資金として用意された「陣中見舞」として、一人当たり50万円から最高100万円、総額1020万円が配布され、被告発人等は同金員を受領したものである。また、同年1月、「自民党神戸」の所属議員12名に各50万円、合計600万円が配布されたが、被告発人等は同金員を受領したものである。さらに、2011年の市議選前にも陣中見舞いとして現職議員7名に各30万円、計210万円、新人候補者に事務所開きとして3名に各10万円、計30万円が、陣中見舞いとして各20万円、計60万円総、総計300万円が配布され、被告発人等が同金員を受領している。
- (2) 9月10日には神戸新聞の調査で「自民党神戸」が政務活動費を架空委託や架空の印刷費・郵送費等の名目で裏金を作り、裏金口座でプールし、陣中見舞いや懇親会、打ち上げなどの飲食費、ゴルフや旅行の小遣い、党費の立て替え等の違法な支出を繰り返していたが、それらの支出を管理していた裏帳簿の存在が明らかとなった。
これらの裏金口座や裏帳簿の存在が明るみに出されたことによって、「自民党神戸」は、少なくとも2010年3月末から15年4月までの長期にわたって、計画的、組織的、継続的に架空委託や虚偽の領収書に

よる公金横領（詐欺罪）を繰り返し、多額の政務活動費を裏金としてプールし、政務活動費の本来の使われ方から完全に逸脱した選挙関連の不正支出（陣中見舞い、事務所開き、政治資金パーティー券の購入、自民党党費の肩代わり支出等）、したり、ゴルフ代、飲食代、旅行の小遣い等、政務活動とは何の関係もない支出が常態的に行われていたことが、明らかとなった。

- (3) 「自民党神戸」の会派責任者、経理責任者、構成メンバーの誰もが、裏金口座や裏帳簿の存在に気付かず、政務調査員として雇用された経理担当者の女性が3000万円を超える金額の収入、支出を一人で判断し裏金口座や裏帳簿を管理することは不可能である。「自民党神戸」の会派責任者、経理責任者の指示や関与なしに、長年にわたる会派ぐるみの公金横領（詐欺）や虚偽公文書作成等を行うことはできない。政務活動費収支報告書は、会派責任者及び経理責任者が署名捺印し、適正な報告書であるとして提出されたものである。その大部分が、裏金化され選挙資金化され、底なしの不正が繰り返されていることに、「自民党神戸」の所属議員の誰もが気付かず、出所不明のお金を、繰り返し何の疑問も感じることなく受け取ったとする説明に納得する市民は皆無である。

9月15日に開催された「政務活動費の適正使用に関する検討会」に出席した「自民党神戸」の経理担当者が、裏金の収支を記載した【裏帳簿】について「大野一元市議や当時幹事長であった岡島亮介市議らの指示通りに（銀行口座から）出入金し、（私が）記録をつけていた」と裏帳簿作成を認め、理由について「（怪しいお金ではないかと思いはじめ）自分の身の安全を守るため」と証言した。この発言の裏にある真実を捜査当局による捜査で、早急に明らかにすべきである。会派責任者はもちろん、経理責任者や幹部議員のみならず、政務活動費を原資とした公金横領に加担したという意味では、陣中見舞いであれ選挙活動資金であれ、これらの裏金を受領したすべての所属議員、「自民党神戸」の新人候補らの責任は免れないといわねばならない。

- (4) 議員の審議能力を高め、政策立案等に資するために設けられた政務活動費という制度を、「自民党神戸」はいわば食い物にしてきた。架空の調査委託等を行い、選挙活動に政務活動費を支出することができないという原則を意図的・組織的に踏みにじり、政務活動費という制度そのものに対する信頼や神戸市議会に対する信頼を根底から崩壊させた罪は極めて重いと言わざるを得ない。

さらに、違法な手段で受け取った政務活動費を選挙資金として支出したにもかかわらず、公職選挙法で規定されている「公職の候補者の選挙

運動に関する収支報告書」に違法な金品を受け取った自民党神戸市議団のメンバーの誰一人として、寄付金として記載したものはいなかった。当時の会派責任者であった被告発人 浜崎 為司及び、被告発人 坊池 正らは、自己資金として記載したと証言している。

これらの行為は明らかに、公職選挙法の定める選挙運動に係る収支報告書において、収入がどこからあったのか、寄付金があれば誰から何時、どれだけの金額があったかを正確に記載し、支出についても領収書も添付により選挙活動に係る資金の透明性を図るという立法趣旨を踏みにじる違法行為であり、議会人としては失格である。

また、被告発人 長瀬猛は、党員から集めるべき党費 16万4000円を「自民党神戸」の会派責任者である被告発人 岡島亮介から立て替えてもらったことが明らかとなった。その原資は政務活動費の裏金口座から支出されたものである。これらの行為は、公職選挙法が禁止している「公職の候補者等の寄附の禁止」規定に抵触するものであり、被告発人 岡島亮介の行為は、その違法行為を幫助するものである。

さらに、その裏金の一部が、議長・副議長の就任祝いや現市長久元喜造の政治資金パーティー参加費9人分、9万円の支出にも流用されていたことは、神戸市議会のみならず神戸市行政にも波及する事態として深刻に受け止めなければならない。

- (5) 以上のことから、被告発人等の上記所為は、政務活動費収支報告書の長年にわたる虚偽記載によって、刑法156条（虚偽公文書作成罪）、刑法158条（同行使罪）を構成するものである。また、調査委託を行ったと架空の報告を行い、虚偽の領収書を発行させ、政務活動報告書に添付し、調査結果を捏造するなどして、3000万円を超える政務活動費を裏金としてプールし、政務活動費の使用目的を逸脱した、選挙関連の陣中見舞いや懇親会打ち上げなどの飲食代金、旅行代金、ゴルフ代等に支出するという一連の行為は、刑法246条第2項（詐欺罪）に該当するものである。

さらに、受領した多額の金員を寄付として適正に記載しないなどの行為は、公職選挙法の虚偽記載等に該当するものであり、党費の肩代わりに裏金を支出する行為は公職選挙法の「公職の候補者等の寄附の禁止」規定に抵触するものと思料されるので、被告発人等を厳重に処罰されたく告発する。

また、今回、氏名等が特定できないため告発を行わなかった会派「自民党神戸」の新人候補も不正な金員を受領し、選挙運動に関する収支報

告書に虚偽記載している可能性は極めて高いものと思われる。

捜査当局におかれては、神戸市議会を巡る極めて異常な政務活動費の違法支出と選挙資金への流用、さらには底なしの不正流用という異常事態について、早急に捜査を行い、被疑事実がある場合は、被告発人等を厳重に処罰されることを望みます。

第3 告発の事情

- (1) 9月7日 神戸市議会に対して市民オンブズマン兵庫は政務活動費の真相解明及び会計帳簿、領収書等のウェブ上での公開を求める請願書を提出。(請願項目：① 政務活動費について、100条委員会を立ち上げ真相究明をきちんと行うこと。②政務活動費の会計帳簿、領収書及び委託した調査報告書、市政報告紙、視察報告書などの成果物をインターネット上で公開すること。③本会議等開催時の交通費支給は公共交通機関の交通費実費に、視察時の宿泊料は実費に見直すこと。) 9月17日10時から神戸市議会総務常任委員会で請願に対する口頭陳述を行ったが、同日の審査では、「結論を得ず」との結果であった。
- (2) 9月11日の神戸新聞で「自民党神戸」が政務活動費を巡って架空委託を繰り返し、裏金をプールしていたと思われる問題で、裏金づくりや、「陣中見舞い」などの収支を記載した【裏帳簿】が存在することが報道された。その内容から、これまでに明らかとなっていた「クレバースリー株式会社」や「カンスケ・インターナショナル株式会社」関連の架空の委託調査以外にも、郵送料、印刷費等で架空委託の事実が判明。
- (3) 9月12日 「自民党神戸」の裏金の収支が記録された【裏帳簿】について同会派の政務調査員として経理を担当していた女性が、【裏帳簿】の作成を認め、裏金は専用の銀行口座で管理していたことを明かした。今年1月にも所属市議ら16人に計700万円を『陣中見舞』として配ったことや飲食(中華料理、カニ)やゴルフなどの遊興費にも支出されたことが判明。
- (4) 神戸市議会は9月14日及び9月15日に「政務活動費の適正使用に関する検討会」を開催。9月14日に検討会に出席した「自民党神戸」の岡島亮介幹事長が、本年1月にも会派から50万円を受け取ったことを認めた。裏帳簿のコピーと裏金を管理していた別の市議(被告発人 坊池正)名義の通帳が手元にあることを明かし、資料として検討会に提出。同検討会に出席した被告発人 浜崎爲司市議は、裏帳簿を「見たことは

ない」と主張。被告発人 岡島亮介は「裏帳簿は浜崎市議と一緒に7月ごろ見た。コピーは20日ほど前に入手した」と食い違う証言を行う。両者とも「会計処理は政務調査員に任せきりだった。」と関与を否定。

(5) 9月15日に検討委員会に出席した「自民党神戸」の政務調査員が出席し、裏金の出入金について、架空委託の窓口だった大野一元市議と当時幹事長だった被告発人 岡島亮介市議の幹部二人に指示されていたと証言。今春の市議選前、会派の市議らに最高100万円の陣中見舞いが配られた問題について、経理担当の女性は岡島市議と当時団長だった被告発人 浜崎爲司市議が各議員の会派在籍期間に応じて配分を決めたと説明。被告発人 岡島亮介市議、被告発人 浜崎爲司市議とも大野元市議が用意したと主張していることとの間に食い違いがあることが明らかとなった。

(6) 9月18日の検討委員会で、神戸市議会は、地方自治法100条で調査権限を付与されている100条委員会を開かず、「自民党こうべ」が政務活動費を不正取得して裏金を捻出していた問題で、容疑者を特定せず、虚偽公文書作成・同行使容疑で月内にも兵庫県警に刑事告発をすることを決めた。また、会派が2009年以降に流用した政務活動費の総額を3180万円と算定。すでに市に返還された約1400万円を除く約1780万円を返還するよう「自民党神戸」に求めることを決定。

(7) 9月22日の神戸新聞等の報道によれば、自民党神戸の【裏帳簿】に記載された主な支出は次のとおりであった。

2011.3.3	事務所開き（新人候補3名分）	30万円（10万円×3）
	3.9	
2011.3.22	陣中見舞（現職議員7人分）	210万円（30万円×7）
	陣中見舞い（新人候補3人分）	60万円（20万円×3）
13.10.17	陣中見舞（新人候補2人分）	30万円（20万+10万）
	10.24	
15.1.5	現職議員に各50万円（12人分）	600万円
15.1.6	新人候補に各20万円（4人分）	80万円
15.3.24	陣中見舞（現職議員12人分）	1020万円
15.3.26	陣中見舞（新人候補5人分）	100万円（20万円×5）
	計	2130万円

(8) 懇親会・打ち上げなど

11.6.10	中華料理店（14人）	19万1383円
13.12.12	日本料理店（12人）	8万6460円
14.3.31	神戸ビーフ鉄板焼き店（13人）	15万4400円

<u>14.6.27 中華料理店 (16人)</u>	19万2542円
計	62万4785円

(9) その他

11.8.5 鳴門で1泊2日のゴルフ (7人)	26万1750円
11.12.26 香住でカニを食する会 (7人)	13万5010円
12.5.2 上京時の手土産(特選牛)	1万 630円
13.6.26 ベトナム行きの小遣い (7人)	35万
<u>14.6.30 新規獲得した自民党員党費 (50人分)</u>	<u>16万4000円</u>
計	92万1390円

- (10) 以上の、政務活動費をめぐる「自民党神戸」の惨状は、長年にわたった神戸市議会（議会事務局を含む）の政務活動費の杜撰な支出の横行とチェック体制の欠如、議員の公金に対する意識の薄弱さによるもので、その根は極めて深く、表面的な改革案で解決する問題ではない。不正に支出した金員を返還することで問題が解決するものでもない。

これだけの不祥事に対しては、徹底した原因究明と捜査機関による裏口座、裏帳簿にかかわる金員の流れを精査することにより、誰がどのような形で今回の計画的・組織的・継続的な公金横領を行ったのか、虚偽公文書作成・同行使、公職選挙法の虚偽記載、「公職の候補者等の寄附の禁止」をどのように行い、被告発人等がどのような形で関わり、その責任はどのようなものであるのかを明らかにすることが何よりも望まれている。市民が、四度にも及ぶ刑事告発を行わなければならない神戸市議会の現状を、捜査当局の尽力によって解明されることを心から願うものである。

第4 添付資料

- 1 政務活動費の適正使用に関する検討会について（2015年9月3日）
- 2 政務活動費の真相解明及び会計帳簿、領収書等のウェブ上での公開を求める請願書（2015年9月7日）
- 3 神戸新聞（2015年9月11日 朝刊 1面、30面）
- 4 神戸新聞（2015年9月12日 朝刊）
- 5 毎日新聞（2015年9月15日 朝刊）
- 6 神戸新聞（2015年9月15日 朝刊 1面、33面）
- 7 読売新聞（2015年9月15日 朝刊）
- 8 神戸新聞（2015年9月16日 朝刊 1面、21面）
- 9 読売新聞（2015年9月16日 朝刊）
- 10 朝日新聞（2015年9月19日 朝刊）
- 11 毎日新聞（2015年9月19日 朝刊）
- 12 神戸新聞（2015年9月22日 朝刊）